

千葉県保育補助者雇上費貸付事業実施要領

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する千葉県保育士修学資金等貸付事業のうち保育補助者雇上費貸付について、千葉県保育士修学資金等貸付事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）及び「保育士修学資金等貸付制度の運営について」（平成28年10月5日雇児発1005第11号）に定めるもののほか、この実施要領により実施するものとする。

第1条 貸付額

- 1 貸付額は、年額2,953,000円以内で貸付対象者（個人事業主含む。以下同じ。）の希望する額とする。
- 2 実施要綱第4条第2号ア（エ）に定める「同一の保育補助者に対し同種の貸付けや補助を受けていないこと」とは以下の各号に規定する貸付金等を借りを受けていないこととする。
 - （1）保育補助者雇上げに係る貸付金及び補助金
 - （2）雇い上げた保育補助者を職員配置要件緩和の対象職員とすることによる保育士加配の補助金

第2条 貸付金の使途

貸付金の使途は、給与、諸手当、福利厚生費及び社会保険料の事業主負担分等の保育補助者の雇上げに必要な費用とする。

第3条 貸付期間

貸付対象者が新たに保育補助者を雇用した日から起算して1年間、既に雇用している保育補助者については申請日から起算して1年間とし、3年間を限度とし貸付期間を延長できるものとする。ただし、実施要綱第9条第1項第2号に該当するものと認められるときは、貸付期間の延長を行わないものとする。

第4条 貸付けの申込み

貸付対象者は、貸付けの申込みを行うに当たって、次に掲げる書類を提出するものとする。

- （1）千葉県保育補助者雇上費貸付申込書（第1号様式）
- （2）当該施設の認可書の写
- （3）千葉県保育補助者雇上費貸付に係る保育士勤務環境改善計画書（第2号様式）
- （4）保育補助者の雇用契約書又は採用証明書
- （5）保育補助者の子育て支援員研修修了証の写し等の保育に関する一定の研修を受講していることを証明する書類
- （6）実施要綱第4条第2号ア（イ）に定める「それと同等以上であると市長が認める者」に該当する場合は、当該内容を証明する書類
- （7）保育補助者の現住所の住民票

- (8) 貸付対象者又は連帯保証人が法人である場合、当該法人の登記簿謄本
- (9) 貸付対象者又は連帯保証人が個人である場合、当該個人の現住所の住民票
- (10) 個人情報の取扱いについて

第5条 連帯保証人

- 1 この要領において、「連帯保証人」とは実施要綱第8条に規定する「保証人」のことをいう。
- 2 連帯保証人については1名以上とし、貸付対象者が法人である場合は当該法人の代表者とする。

第6条 貸付けの決定

- 1 本会会長は、貸付けの決定をしたときは、千葉市保育補助者雇上費貸付承認（不承認）決定通知書（第3号様式）により貸付対象者に通知するものとする。また、本会が当該通知を交付したときを貸付契約の始期とし、貸付金の全額が返還又は免除されたときを貸付契約の終期とする。
- 2 貸付対象者は、貸付けが決定したときは、連帯保証人連署の上、遅滞なく千葉市保育補助者雇上費貸付借用証書（第4号様式）及び貸付対象者、連帯保証人の印鑑登録証明書を提出しなければならない。

第7条 貸付金の支給

貸付金の支給は原則として口座振込みによるものとする。また、支給の時期は別に定めるものとする。

第8条 貸付契約の解除及び貸付けの休止の手続

- 1 貸付対象者は、実施要綱第9条に定める事由に至ったときは、千葉市保育補助者雇上費貸付停止・再開・辞退等届（第5号様式）、千葉市保育補助者雇上費貸付業務従事届（第20号様式）を本会会長に提出するものとする。
- 2 本会会長は、実施要綱第9条第1項及び第9条第2項の規定により貸付契約を解除したときは、千葉市保育補助者雇上費貸付契約解除通知書（第6号様式）により貸付対象者に通知するものとする。
- 3 本会会長は、実施要綱第9条第3項の規定により貸付けを休止したときは、千葉市保育補助者雇上費貸付停止通知書（第7号様式）により貸付対象者に通知するものとする。
- 4 実施要綱第9条第3項の規定により貸付けを休止された貸付対象者は、当該事由が解消されるに至ったときは、千葉市保育補助者雇上費貸付停止・再開・辞退等届（第5号様式）を本会会長に提出するものとする。
- 5 本会会長は、実施要綱第9条第3項の規定により休止された貸付けを再開したときは、千葉市保育補助者雇上費貸付再開通知書（第8号様式）により貸付対象者に通知するものとする。

第9条 返還の手続

貸付対象者は、貸付金を返還するにあたっては、本会会長と協議のうえ千葉市保育補助者雇上費貸付返還計画書（第9号様式）を作成し、これに基づき返還するものとする。

第10条 返還の債務の履行猶予の手続

- 1 貸付対象者は、実施要綱第12条第4項の規定により返還の債務の履行猶予を受けようとする場合、千葉市保育補助者雇上費貸付返還猶予申請書（第10号様式）及び当該事実を証明する書類（罹災証明書、医師の診断書等）を本会会長に提出するものとする。
- 2 本会会長は、履行猶予の決定をしたときは、千葉市保育補助者雇上費貸付返還猶予承認（不承認）通知書（第11号様式）により貸付対象者に通知するものとする。

第11条 返還の債務の免除の手続

1 貸付対象者は、実施要綱第13条、第14条第1項第2号または第2項第2号の規定により返還の債務の免除を受けようとする場合、千葉市保育補助者雇上費貸付返還免除申請書（別記第12号様式）を本会会長に提出するものとする。ただし、次に該当する者は、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 実施要綱第13条第1項第2号に該当する者は、当該保育補助者の保育士証の写し及び千葉市保育補助者雇上費貸付業務従事届（第20号様式）
 - (2) 実施要綱第13条第2項に該当する者は、当該事実を証明する書類（労働災害の認定を証明する書類、死亡診断書、医師の診断書等）
 - (3) 実施要綱第14条第1項第2号に該当する者は、当該事実を証明する書類（貸付対象者が解散又は破産した事を証する書類）
 - (4) 実施要綱第14条第2項第2号に該当する者は、当該事実を証明する書類（千葉市保育補助者雇上費貸付業務従事届（様式第20号）、罹災証明書、医師の診断書等）
- 2 本会会長は、免除の決定をしたときは、千葉市保育補助者雇上費貸付返還免除承認（不承認）通知書（第13号様式）により貸付対象者に通知するものとする。
- 3 実施要綱第14条第2項第2号に定める残債務の一部免除の額は、次のとおりとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

一部免除の額＝貸付金の総額（延滞利子含む）×（従事した月数÷（貸付を受けた月数× $\frac{4}{3}$ （この数値が24に満たない場合は24とする）））

第12条 貸付対象者の届出又は申請の義務

貸付対象者（ただし、貸付けを受けた者の手続が不可能な場合は連帯保証人とする。）は、貸付期間中又は返還債務の全部が返還又は免除されるまでの期間において、次に定める事項について届出又は申請するものとする。

- (1) 貸付対象者又は連帯保証人が住所又は氏名を変更した場合においては、千葉市保育補

助者雇上費貸付契約事項変更届（第14号様式）に当該貸付対象者又は連帯保証人の現住所の住民票を添えて提出するものとする。

- (2) 保育補助者を変更しようとする場合においては、千葉市保育補助者雇上費貸付契約事項変更届（第14号様式）に新たに雇用する保育補助者の第4条第1項（4）から（7）に規定する書類及び保育士資格の取得を目指すことを明記した誓約書を添えて提出するものとする。
- (3) 連帯保証人を変更しようとする場合においては、千葉市保育補助者雇上費貸付連帯保証人変更申請書兼連帯保証書（第15号様式）に当該連帯保証人の印鑑証明書及び現住所の住民票を添えて提出するものとし、本会会長は、連帯保証人変更の決定をしたときは、千葉市保育補助者雇上費貸付連帯保証人変更承認（不承認）通知書（第16号様式）により貸付対象者に通知するものとする。
- (4) 貸付期間を延長しようとする場合においては、各年において千葉市保育補助者雇上費貸付期間延長申請書（第17号様式）に、千葉市保育補助者雇上費貸付業務従事届（第20号様式）、千葉市保育補助者雇上費貸付に係る保育士勤務環境改善現況届（第19号様式）を添えて提出するものとし、本会会長は、期間延長の決定をしたときは、千葉市保育補助者雇上費貸付期間延長承認（不承認）決定通知書（第18号様式）により貸付対象者に通知するものとする。

附 則

この要領は、平成28年12月28日から施行する。ただし、平成28年度中に申し込みをする場合に限り、保育補助者雇上費に係る貸付けを平成28年4月まで遡及して行うものとする。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。